

## 公益社団法人神奈川県看護協会 横浜北支部運営規程

(名 称)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県看護協会（以下「この法人」という。）定款第37条、支部規則第3条及び第5条第2項に規定する横浜北支部（以下「支部」という。）の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任 務)

第2条 支部は、定款第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 公益目的事業

- ア 保健・医療・福祉に関する知識の普及啓発に関する事業。
- イ 看護における医療安全に関する事業。
- ウ 保健師・助産師・看護師・准看護師（以下「看護師等」という。）の資質の向上を図るための研修等に関する事業。
- エ その他公益目的を達成するために必要な事業

(2) 会員支援事業

- ア 会員に対する支援事業
- イ 看護師等への本協会への入会促進
- ウ その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(支部の対象区域)

第3条 支部が対象とする区域は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区

(支部会員)

第4条 横浜北支部は、前条の区域内に就業又は居住する本協会に入会している看護師等（以下「支部会員」という。）をもって構成する。

(支部委員)

第5条 支部委員（以下「委員」という。）は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

2 支部は、委員10人程度で組織する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を超えて就任することはできない。なお、円滑な支部運営を遂行するため、任期交代は原則半数ずつとする。

(支部役員の構成)

第6条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名

- 2 支部長は、本協会の支部担当理事があたり、他は、支部委員のうちから互選により選出する。

(支部役員の業務)

第7条 支部長、副支部長、会計及び書記は、次の業務を担当する。

- 2 支部長は支部業務を総括する。また、活動の内容を担当の業務執行理事に報告する。
- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、支部の会計に関する事項を業務とする。
- 5 書記は、支部の活動報告等に関する事項を業務とする。

(会議)

第8条 定例会は、原則として月1回、支部長が招集する。

- 2 支部長が、定例会を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。

(支部大会)

第9条 支部大会は支部長が招集し、年1回開催する。

- 2 支部大会は、第4条に定める支部会員をもって構成する。
- 3 支部大会は、支部の運営に関する事項を審議する。

(議事録)

第10条 支部の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成するものとする。

(補則)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の変更)

第12条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

この規程は、公益社団法人神奈川県看護協会第1回理事会の日（平成24年5月19日）から施行し、各規定は公益社団法人神奈川県看護協会設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。

附 則

この規程は、平成28年6月17日から施行する。